２０２１年８月３１日

九州電力送配電株式会社

FIT認定を取得された発電事業者さまへ（お知らせ）

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、資源エネルギー庁より、2020年12月1日に公表されました「認定失効制度」を踏まえ、系統連系工事着工申込書【認定失効制度用】の受付開始等につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

１　認定失効制度における系統連系工事着工申込書提出の対象

FIT認定を取得された発電事業者さまのうち、以下を除くすべての発電事業者さまが系統連系工事着工申込書（以下、「着工申込書」といいます。）の提出対象となります。

・既にFIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始している発電事業者さま

・10kW未満の太陽光発電設備のFIT認定を取得された発電事業者さま

・未稼働太陽光措置※の対象の発電事業者さま

※2012～2016年度にFIT認定を取得され、2016年７月31日までに接続契約を締結された発電事業者さまが対象となります。詳細は、[資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_mikado.html)を参照ください

なお、認定失効制度における着工申込書の提出は、認定要件として位置付けられたものでないため、必ずしもご提出が必要なものではありませんが、ご提出されないままFIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始されない場合、早期に認定が失効する可能性がございます。そのため、認定失効制度の詳細について、資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」をご確認いただき、発電事業者さまにてご提出の要否をご判断いただきますようお願いいたします。

資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」認定失効制度

URL: <https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html#fip_more>

２　着工申込書の受付開始日

**2021年10月1日より受付を開始いたします**。

３　着工申込書の提出方法

発電設備の設置場所が所在する**「管轄配電事業所 託送受付係宛」に郵送（書留・レターパック）でご提出ください**。当社以外の買取事業者（九州電力株式会社を含みます。）に売電予定の場合、買取事業者を介してご提出いただく必要がありますので、直接当社へご提出されないようご注意ください。

なお、不備がないことを確認した上で、後日、当社より受領日をお知らせするために受領印押印後の書類の写しを返却いたしますので、**必ず返信用封筒(切手貼付済、送付先住所および宛先記載済みのもの)を同封ください**。

４　留意事項

（１）本お知らせの当社への「提出」とは、郵送により当社に着工申込書が届くことを指し、「受領」とは、当社がその内容に不備がないことを確認したことを指します。着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、着工申込書をご提出いただくこととなりますので、申込要件をご確認いただき、申込要件を満たした上で、ご提出いただくようお願いいたします。

また、着工申込書を当社が受領した日以降に、実際には申込要件を満たしていないことが国等により確認された場合、認定失効となる可能性がありますのでご注意ください。

（２）着工申込書は、認定失効制度用と未稼働太陽光措置用とで異なりますので、認定失効制度用のものでご提出ください。未稼働太陽光措置用でご提出いただいた場合、受領できませんのでご注意ください。

なお、認定失効制度用の着工申込書は、ご提出後運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行っても、改めて着工申込書をご提出いただく必要はございません。

（３）未稼働太陽光措置の対象の発電事業者さまにつきましては、未稼働太陽光措置用の着工申込書をご提出いただくことにより、認定失効制度における失効までの猶予期間が付与されます。詳細は、資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」をご確認ください。

（４）着工申込書の受領日は、当社が着工申込書の記入内容を確認した後に郵送にてお知らせします。

（５）本申込に伴い発生した不利益について、当社は一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

以　上